

横浜市東部斎場の管理に関する仮協定書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の設置する公の施設である横浜市東部斎場の管理（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり合意し、この仮協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この仮協定は、本事業に関する基本事項、指定期間における指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）としての業務及びこれらに付随関連する事項に関し、甲と乙との間で締結する協定書（以下ア「本協定」という。）の締結に向けて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設及び指定期間）

第2条 本事業の対象施設及び指定管理者の指定期間は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 横浜市東部斎場
- (2) 施設所在地 横浜市鶴見区大黒町18番地18
- (3) 指定期間 供用開始日から令和14年3月31日まで

（確認事項）

第3条 甲及び乙は次に掲げる事項について確認する。

- (1) 指定管理者（本事業に係る指定管理者をいう。以下同じ。）に関し、乙は、横浜市斎場条例第2条第3項の規定に基づき、甲に対して指定管理者の指定を受けるための申請を行ったこと。
- (2) 甲は、横浜市斎場条例第2条第5項の規定に基づき、指定管理者候補者の選定について、横浜市斎場指定管理者選定評価委員会に諮問し、その審議を踏まえて、乙を指定管理者候補者として選定したこと。
- (3) 甲が乙を指定管理者に指定するに際しては、法第244条の2第6の規定により、あらかじめ、横浜市会の議決を経なければならず、この仮協定の締結により、甲が乙を指定管理者に指定し、又は指定する義務を負うものではないこと。

（当事者の義務）

第4条 甲は、乙を指定管理者に指定することを内容とする議案（以下「指定議案」という。）を令和8年第3回横浜市会定例会に提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、本協定の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する者とし、横浜市会において指定議案が議決されることを条件として、具体的な業務内容その他合意が必要な事項について協議を行い、令和8年〇月を目途に本協定を締結するものとする。
- 3 本協定の内容は、甲が指定管理者を募集する際に公表した「基本協定書（案）」及び公募要項を尊重するものとする。

(準備行為)

第5条 本協定の締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、乙に対して必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、前項の準備行為を行うための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(本協定の不調)

第6条 横浜市会における指定議案の否決その他事由のいかんを問わず本協定の締結にいたらなかつたときは、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は、各自の負担とし、相互に何らの再建債務を生じないものとする。

(地位の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の書面による承諾が事前に得られたときを除きこの仮協定当事者としての地域及びこの仮協定に基づき権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

(仮協定の効力)

第8条 この仮協定の効力は、本協定の締結をもって、将来に向かってその効力を失うものとする。

(協議事項)

第9条 この仮協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

本仮協定の締結を証するため、本仮協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区本町6-50-10

横浜市

横浜市長

乙 (主たる事務所の所在地)

(法人等の名称)

(代表者の職及び氏名)